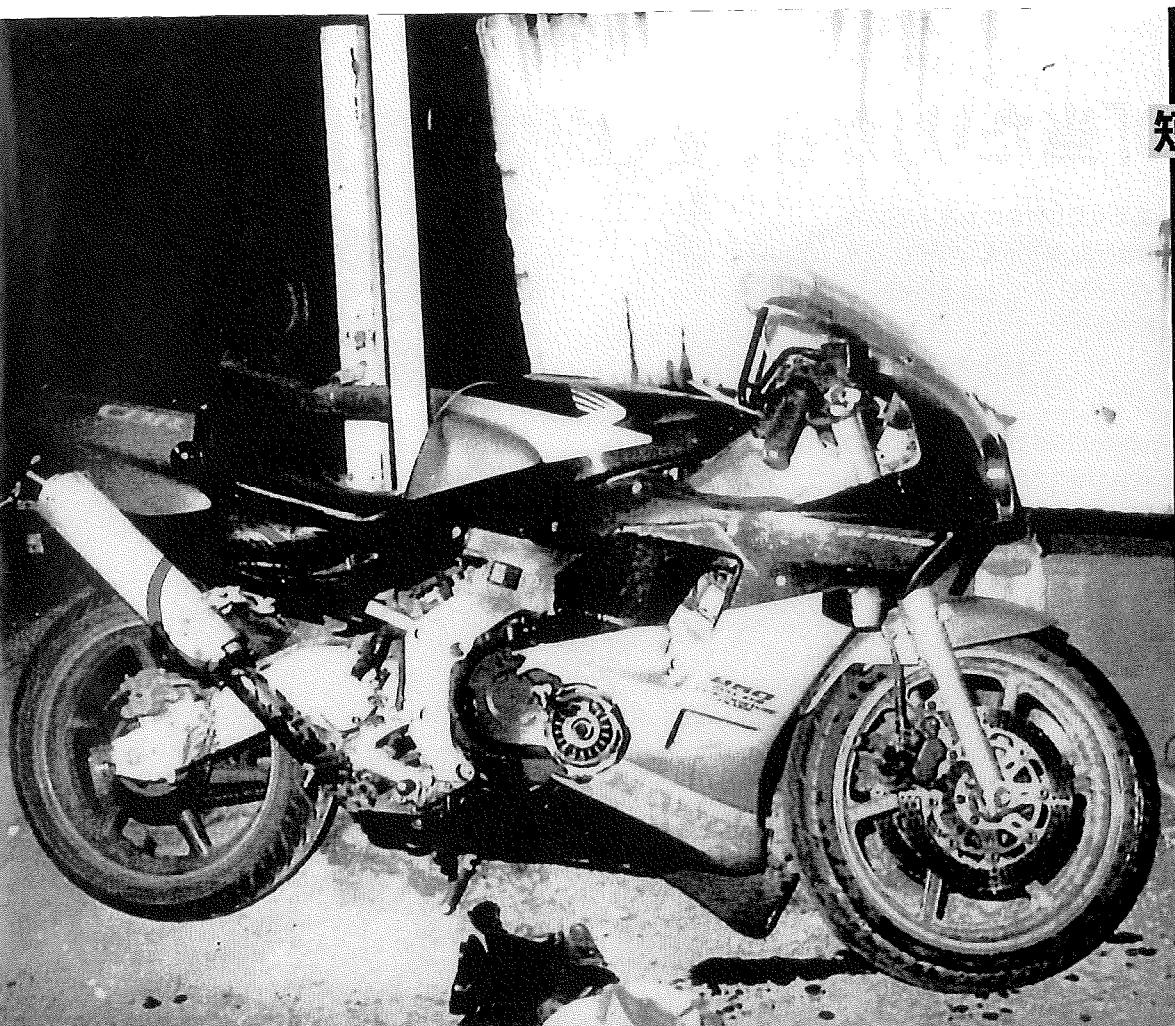


交通事 故 警 察・司 法 の 歪 ん だ 捜 查 を 許 す な !

第2弾

第2回 片脚切断カメラ「神奈川県警ズサン」検査

取材・文 柳原三佳(ジャーナリスト)



▲水野さんが乗っていたバイク。跳ね上がったマフラーステーが、追突されたことを物語る。調書にもマフラーの損傷は記されていた

連載第2回は、バイク事故で片脚を失った男性の闘い。神奈川県警の手抜き捜査により、被害者である彼には重い過失が下され、歪められた事実認定を逸脱するには10年もの歳月を要した。ズサン検査が招く事後の一「次被害」これが、最大の罪であることを認識する必要がある。

「本日、警察庁と神奈川県警本部長宛に、『質問状』を送付しましたのでご報告いたします」

新潟県の水野敦重さん(41)からこんなメールが届いたのは、今年3月30日のことだ。『質問状』の冒頭にはこう記されていた。

『私の左足は、交通事故による受傷で平成5年3月30日に膝上から切断され、私は先に火葬されました。当該交通事故

後12年目の今日、その節目として質問させていただきます』

そこには、当時の神奈川県警の事故捜査がいかにズサンであったか、そして、「100%無過失」という判決を勝ち取るまでに、どれほどの労力と歳月を要したかが、だ。

『事故後、可能な限りの事情聴取と、被害車両の保管さえしていただければ、私の立証活動は当該交通事故後10年もかからなかつたと思いますし、検察庁の判断も民事裁判と同様の結果だつたと思います』

事故が起つたのは、'93年3月5日、夜10時ごろのことだった。

その夜、仕事中にBMWのバイクで移動していたガソリンスタンドで給油を終え、店員とともに左側の信号が赤になつていていた。ところが、8カ月間の入院中に、警察は一度も水野さんに事情を聞きこなかつた。結局、退院後、自ら宮前警察署(川崎市)に出向いた水野さんは、警察の態度に強い不信感を覚えたといつ。

「調書を取るとき、私は、加害者が信号無視をしてバイクに追突してきたんだと、何度も主張しました。ところが、いくら言つても警察はなかなかその一言を調書に書いてくれないので。最後の最後に、なんとか書いてはもらいましたが……」

所轄の宮前警察署は、事故から2年半経過しても、なぜかこの事件を検察庁に

調書は証言無視、言い分無視

左脚の切断手術を受けた水野さんを待っていたのは、長い入院生活とりハビリの日々だった。ところが、8カ月間の入院

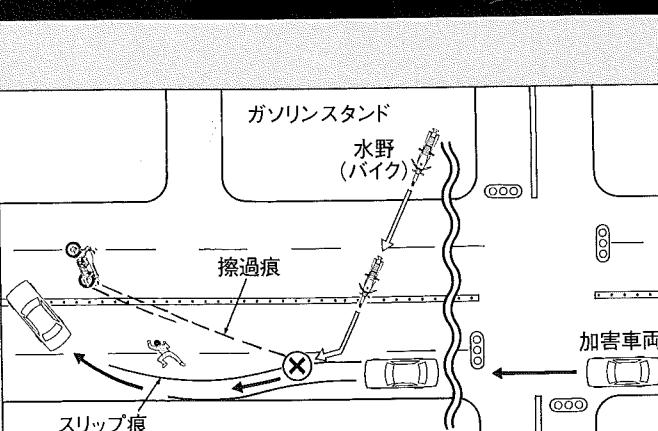
中、警察は一度も水野さんに事情を聞きこなかつた。結局、退院後、自ら宮前警察署(川崎市)に出向いた水野さんは、警

察の態度に強い不信感を覚えたといつ。事故が突然やってきて、この事故は、バイクがスタンドから飛び出して起こつたものなので、私の側に少なくとも65%の過失があると決めつけたようだと言つのです。

私は間違いなく、左方向の信号が赤になつて相手の顔を見ることになる。乗用車を運転していたのは、当時25歳の医大生。両親と一緒に集中治療室まで見舞いに来ましたが、本人は一言も話さなかつたという。

「それから数日後、今度は相手側の損保会社が突然やってきて、この事故は、バイクがスピードで走ってきた加害車両でありました。つまり実際は、赤信号を無視して一方的に過失を押し付けてくる損保会社の態度には憤りを感じました」

「切斷手術から数日後、火葬された左脚の遺骨が骨壺に入つて戻ってきました。身体の一部が先に墓の中に入るというのは、想像もできないほど辛く、不思議な感覚でした。これを“現実”として受け入れるには、相当な時間が必要でした」



事故現場見取り図。ガソリンスタンドでバイク(250cc)の給油を終えた水野さんは、圓面右側の交差点信号が「赤」であることを確認したうえで、右折しながら発進。ほぼ直進状態になったとき、真後ろから加害車両に追突された。ガソリンスタンド店員の証言や水野さんの言い分を聴取したにもかかわらず、警察は加害者の一方的な供述を鵜呑みにし、水野さんが確認をせずガソリンスタンドから飛び出して乗用車に衝突した処理。実況見分調書の現場見取り図には、手前の信号交差点すら記載されていなかった。また、バイクは写真を2枚撮られただけで、詳細な検証は行われずそのまま現場に放置。そのため部品盗難に遭い、約1週間後には原形をとどめないほどだった。一方、損保会社も水野さん側の過失が大きいと判断し、保険金を払い済っていたが、後に民事裁判で「加害者は赤信号無視のうえ、35km/h以上の速度超過で水野車両に追突した」という判決が下り、加害者側の100%過失が確定した。

さらに、水野さんに追い討ちをかけたのは、大切な証拠である事故車が、あつたう間に姿を変えてしまったことだ。

警察は、水野さんが乗っていたバイク(CBR250R)を証拠として保全せず、写真を撮った後、そのまま現場に放置。そ

のため、バイクのほとんどの部品は何者かに持ち去られ、一週間も経たないうちにフレームだけになってしまったのだ。

ハイエナに食い尽くされた状態です。実況見分調書には、事故直後のバイクの写真は2枚しか貼り付けされておらず、その後の立証活動は困難を極めました。ここからは私の推測ですが、医師法第4条の相対的欠格事由に、「罰金以上の刑に処せられた者は免許を与えないことがあります。加害者は事故当時、医師免許を取得できなくなるかも知れない。それを避けるために、水面下で何らかの動きがあったのかもし

▲同型車両で追突状況を再現する水野さん。左足大腿部からは義足である

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうゆる立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合させての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目撃者まで申請してきたのですからね……」

【データ】神奈川県警の回答は、

とは、いま思えば幸運でした」として、'03年5月2日、ついに民事裁判の一審判決の日を迎えた。

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバイクの飛び出し。自分は青信号で進行中だった』と主張し続けていたが、新潟地裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告も双方の主張は真っ向から食い違い、事故から5年以上経つても、自賠責保険すら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求訴訟を起こしたのです」

提訴後、水野さんは、加害者や加害者の側の目撃者の主張を覆すため、あとどうどう立証活動に力を注いだ。

まず、加害者の車と同型の中古車を探し出して購入。その車にビデオカメラを固定し、相手側の証言の真偽を検証するため、数カ月にわたり延べ10回近く事故現場を走行した。また、インターネットで同型のバイクを所有するオーナーを見つけ車とつき合せての検証に協力してもらつたこともあつたといつ。

「最終的に『追突』を決定付ける証拠となつたのは、バイクに残された損傷でした。

私自身長い間気がつかなかつたのですが、

実況見分調書の写真を拡大してみると、車体左側のマフラーステーが大きく上に曲がつていたことがわかつたんです(写真上)。それは、間違いなく加害車両が最後から追突したことによつて出来た変形でした。バイクの写真はたつた2枚でしたが、その部分がはっきり写っていたこ

れません。事実、加害者側は、『車は青信号で進行中だった』と証言する新たな目

撃者まで申請してきたのですからね……」

被告の医師は裁判で、『事故の原因はバ

イクの飛び出し。自分は青信号で進行中

だった』と主張し続けていたが、新潟地

裁三條支部(塙田直也裁判官)は、被告

も双方の主張は真っ向から食い違い、事

故から5年以上経つても、自賠責保険す

ら支払われなかつた。

「時は気力が失せ、あきらめかけましたが、このまま泣き寝入りはできないと想い、新潟から東京の国会図書館までたびたび出向いて『交通事故民事裁判判例集』を閲覧し、過去10年の判例すべてに目を通しました。そして、事故から7年後の

00年12月、加害者と加害者の父を相取り、損害賠償請求